

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	上峰町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kamimine.lg.jp/view.php?pageId=2427">http://www.town.kamimine.lg.jp/view.php?pageId=2427</a>

執行機関名 上峰町長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度に係る補助金の交付に関する事務であって要綱で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上峰町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条 上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度に係る補助金の交付に関する事務であって要綱で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法第1条	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	上峰町長は、介護保険のサービスの利用促進を図るため、低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した社会福祉法人等(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)並びに上峰町補助金等交付規則(昭和57年規則第7号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 1 号	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減確認要領 第4条第2項
②事務の内容	介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度事業費補助金交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 1 号	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減確認要領 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る他の市町村による要介護認定(同法第十九条第一項の要介護認定をいう。)又は要支援認定(同条第二項の要支援認定をいう。)に関する情報	当該申請を行う者に係る他の市町村による要介護認定(同法第十九条第一項の要介護認定をいう。)又は要支援認定(同条第二項の要支援認定をいう。)に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減確認要領 第5条
②事務の内容	介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に關す	負担割合の判定に關する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 イ	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減確認要領 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該判定に係る第一号被保険者(同法第九条第一号の第一号被保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 ロ	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減確認要領 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該判定に係る第一号被保険者又は当該者と同一の世帯に属する第一号被保険者に係る市町村民税に關する情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に關する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 2 号 ハ	上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減確認要領 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該判定に係る第一号被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報